

近世房総の大名家に於ける射芸の研究

樋口 誠太郎

一、はじめに

戦場に於て武士が使用した武器は近世全般にかけて鉄砲が主役となった。しかし日本では鉄砲が武士を象徴するものとはならなかった。平安時代の後半から鎌倉時代以降、武士を象徴するものは「弓馬」であつた。近世は「刀や槍」であつた。

それぞれの時代によつて、武士のイメージとしてあらわれる武器は違ふようである。特に、鉄砲は合戦における実際の効用とは逆に「飛道具」などと言われ冷たい評価を与えられていたのではないだろうか。

中世以降武士の世の中では武器を用いる方法を「武術」と称し、「武術にすぐれる……」。ということはある武器を用いて、存分に相手を打ち負かすことができる強者を意味していた。

近世房総の大名家に於ける射芸の研究（樋口）

これに対し「武道」ということばがあるがこれは、刀・槍・弓矢等の武器の扱い方全てを含み相手に勝つただけではなく、それに加えて、武士としての精神面を重視したことばかと私は考える。「兵法者」というのは、そうしたことを伝授する師の役割を果たした人びとが修行者のことを称した。しかし、後世になると、実戦の経験もないのに、書物を中心にして、勝因や敗因を門人に教授する先生のことを、いうようになり、同じ言葉でも時代によつて意味するものが違って来る。

弓矢に関して、「弓道」という用語が見られるのは、『吾妻鏡』の文治二年（一一八五）八月十五日末に、西行法師が源頼朝に鶴ヶ岡八幡宮で出合い、頼朝が西行を邸宅に招き、歌道や弓道のことをたずねたというもので、東國には東國独特の「弓矢の道」というものがあり、源頼朝としては、関東の御家人掌握のためには、こうしたことへの知識が必要であるという政治的判断もあつたのではないかと思われる。

私が本稿でとりあげた「射芸」ということばも、弓を射る術、（射法）を中心としているが、近世以降、「射芸」という場合は、射術に用いる器具と射法の違いまでを含めて検討の対象としている。これによつて、その違いをもとに流派ができあがっている。それはまた師弟間の人的系譜にもしばしば同じ意味で用いられている。

このような武術、武芸、武道に関する研究は、昭和二十年（一九

四五）八月十五日の日本の敗戦を契機として、またGHQによる「武道禁止令」も加わって、歴史研究の面でも武術を中心とした武士の生活などを研究する傾向は途絶え、此の後高等学校で現在の「剣道」が「竹刀競技」としてクラブ活動などで実施されるようになった昭和二七〜八年から技術面の研究が手がけられた。

この後、昭和三〇年代後半『武道全集』が刊行され、やっと武術史、武道史に曙光がみられたが戦後の長い空白期間、戦災などで、良質の史料が失われてしまっている。「射芸史」の面からいうと戦前（昭和一六年）に刊行された浦上栄の『弓道及弓道史の研究』を越えるものは存在しないのではないだろうか。

今日、幸いなことは考古学の発掘とその調査研究の成果が目ざましく、更に交通の発達に伴う調査活動の広域化などにより広く比較調査ができ、それは海外との比較、調査研究ができるようにもなった。

本稿で私が記した内容は、千葉県立中央博物館職員として私が行っている専門研究「日本射芸史の研究」の中途報告の意味を含め、近世房総の大名家としての佐倉藩堀田家と大多喜藩大河内（松平）家に於ける射芸への対応を、藩・藩主個人・藩士・などの面からとりあげ、江戸時代の「射芸史」の中に位置づけて、みたものである。

二、江戸時代射芸の特色

江戸時代の射芸をそれ以前の中世のものとは対比させると、その大きな違いは、騎射と歩射の分離であろう。

かつては、「弓馬の習」という言葉どおり弓術と馬術は分離のものであった。たとえば『吾妻鏡』建久元年（一一九〇）四月七日庚寅の項に「被_レ遣_二御書於下河辺庄司行平_一。有_二其召_一。是依_レ可_レ為_二若君（頼家）御弓師_一也。若君漸御成人之間令_レ慣_二弓馬之芸_一給_二外。不可_レ有_二他事_一。而可_レ奉_レ加_二扶持_一之輩。諸家雖_レ有_二其数_一。行平適為_二数代將軍後胤_一。也。隋而弓箭達者也。（下略）」とあり下河辺行平が源頼家の弓馬の師範となる様に命ぜられた様子が記されている。その理由は行平が弓馬の名手であり由緒正しい家柄の出であったからであろう。当時は流派とまではいかなかったが家伝の実技が重視されたのである。上流武家の子弟はこうして家臣の中から選ばれた名手により一対一で弓馬術を一体のものとして伝習を受けた。ところが南北朝期を経て室町時代になると事態が変わって来た。弓術は「弓組」という足軽集団の武術のひとつとなった。これは「応仁の乱」以後の戦国争乱の世が大きく影響した。足軽たちは馬などに乗らなくても良かった。合戦の場で隊を組み弓で相手を正確に射倒せば良いのである。当然ここに「歩射」または「徒射」という射術が要求された。

これに対応して伊賀柘植庄出身の日置弾正次⁽⁴⁾が現われた。彼は室町幕府の八代將軍足利義政が將軍職についた一年後の文安元年(一四四四)頃に伊賀国下柘植村に生まれ、文明八年(一四七六)三三才の時に禁裏守護に出仕、長享二年(一四八八)四五才で禁裏守護を致仕その後近江国の吉田家を訪れたりして「弓術」の極意を伝え、てまわり文龜二年(一五〇二)五九才で生国の伊賀国で歿した。諸国を遊歴している間に、高野山に入り剃髪して、瑠璃光坊威徳と称する。このほか正次は、影光、道以、豊秀などと称し特に豊秀は彼の流派の一つとなり「豊秀流」の一派がある。

江戸時代の「弓術」の諸流派は大体この「日置流」から分かれ「吉田流」とか「雪荷派」とか「竹林派」などがあり別流としては「大和流」があげられる。



図1 日置弾正次
全日本弓道連盟機関誌「弓道」
134号より

近世房総の大名家に於ける射芸の研究(樋口)

なお江戸時代に入って騎射が行なわれなくなったというわけではない、鎌倉時代以来信州の名門小笠原家による「小笠原流」が存在した。その前の室町時代には小笠原家は足利將軍の「弓馬の師」として、武家儀礼の伊勢家と共に大きな力をもっていたが室町幕府の衰へと共にその勢力も後退した。特に信州林館(後ニ深志ト改)で甲斐の武田信玄と争った小笠原長時は敗退して越後の上杉謙信を頼り旧領をとりもどそうとしたが果たせず、伊勢に移り三好長慶の世話で將軍足利義輝に謁し、河内國高安に所領を与えられたが間もなく、三好長慶が將軍義輝を暗殺したため、長時は会津にのがれて天正十一年(一五八三)此の地で歿した。長時の子喜三郎貞慶は信州に帰り、同族の小笠原経直に弓馬術の秘伝、礼法一切をゆずり、小笠原貞経⁽³⁾は徳川秀忠に仕えて、幕府の武家礼法弓馬故実を教授するようになった。

こうした関係で小笠原流の射芸は幕府に、日置流の射芸は地方に広まっていき、堂射が盛んになると日置流諸流派は地方の大名家にとり入れられるようになる。合戦もなく泰平の世が続くと堂射のよきな武技を競うことが盛んになっていった。

また地方での騎射は「犬追物」や「笠懸」は次第に少なくなり、神社の射の神事として「やぶさめ」が残る程度であった。

なお従来「弓馬」といわれ「弓術」と「馬術」が一体化していたものが前にも述べたように分離され「弓術」の名手イコール「馬術」

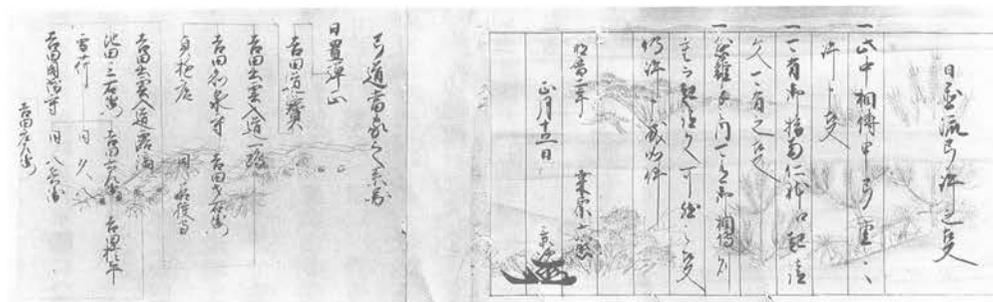


図2 江戸時代（明暦2年）日置流の印可状



図3 京都三十三間堂通し矢の図

の名手とは言われなくなった。江戸時代の後半には武士でも馬に乗れず落馬し面目を失う例があったことは、当時の武家生活を描いた絵巻物などに見られる。

したがって江戸時代の武家の射術は「歩射」を中心に修行し、身体の鍛練のため早朝から弓の稽古を行った。また各藩でもすぐれた弓術の師範を招き藩士を指導させている。

それと同時に江戸時代には「弓術」の各流派が競って「射芸書」という本を出していることである。本を出しているといつても現代の刊行物とは異なり師範が手書きで極意を文章化し印可状などと共に与えたものを、更に弓を習っている者の手で筆写していったものが大部分で、出版物となったものは、江戸時代末期、限られた少数にしかすぎない。

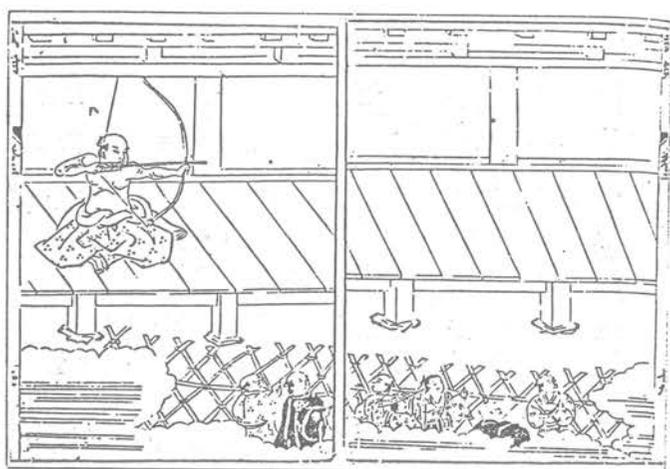


図4 通し矢 制限時間内または規定本数内で遠距離を射通す技能と体力の競技。時間や本数によって大矢数・小矢数・百射・千射等の区別があった。京・江戸の三十三間堂が会場として使用された〔本朝弓馬要覧〕

しかし、これらのものは抽象的な「弓術」の心得を説いたものから、より具体的に弓をひく技術を記したものでまで極めて幅が広く要点は「口伝」と称し入門者以外には伝えないというものである。

なお歴史上射芸に関する伝書や聞書の古文書蒐集と言えば、享保の頃八代將軍徳川吉宗が射礼再興の目的を以って諸家の秘書を提出せしめたことが知られている。この詳細は『徳川実紀』有徳院殿御実紀付録十二に記されている。しかし、この蒐集は幅広く行なわれたのであるが、目的が射礼再興の為であったので、自然に集まった資料もその目的に副ったものに限られてしまった。

これに比べると会津藩主保科正之が眼病で四代將軍徳川家綱の補佐役を退いた後に射芸書蒐集の計画をたて寛文九年（一六六九）頃から会津藩の射術師範、円城寺彦九郎吉忠に命じて射芸書の蒐集と研究を命じたことはほとんど知られていないが円城寺彦九郎吉忠は、紀州藩の葛西園右衛門と共に主として日置流の射芸書を蒐集した。吉忠は伴喜左衛門道雪の子である一秀の高弟であった内田吉政の門人で、大和流の森川香山等と同時代の弓の名手であり、一方葛西園右衛門は当時三十三間堂通し矢で抜群の名手とされその名は『大矢数帳』にも記されている。

保科正之の自身も將軍家綱の後見役時代にはすぐれた政治的手腕を發揮すると共に、山崎闇斎や加須屋左近等から「射芸」についてその要点を学んでいた。正之は円城寺彦九郎吉忠の蒐集した「射芸書」

を「武に偏して、未だ文の射に及ばず。」と評したと言われている。この保科正之の「射芸書」の蒐集は「射芸史研究」の上では注目すべきことで、江戸時代諸大名の学芸研究という面からも、もつと評価されるべきことであろう。

この頃、明暦三年（一六五七）には徳川光國が修史局を設け大日本史編纂に着手し、寛文四年（一六六四）には幕府が国史館を設け林春斎に『本朝通鑑』の編纂を命じ、加賀の前田家でも史書の編纂を計画したといわれ、上は幕府から諸大名家に歴史ブームがおこり一方足利学校が再建され（寛文八年—一六六八）たりして好学のムードが武家の間におこった。保科正之の「射芸書」の募集もこのような時代的背景の上に成り立っていると考えて良いであろう。

こうして集められた当時の「射芸書」が如何なるものであったか、芸州藩射芸書、「湯川弓書」（仮題）中の『日置流射儀初学式』の一部分を例として次に掲載する。

此の射芸書の内容は次の様な構成になっていて、「弓術」を修行するものに、日置流射形の基本的法則や心がけを教える「カリキュラム」の様なものである。

射の大儀

学修の方法

的前の事

足踏の事

胴作の事

弓構えの事

会の事

弦からみの事

筈深淺の事

指の心持の事

六所の矩の事

手の裏の事

（中略）

中庸の矩の事

形体は限有也

当流射形

稽古修行の仕方の心掛の事

誓約の門の事

以上四十二項目に亘つて細々と記されている。
史料

日置流射儀初学式

射の大儀

夫射は心術を第一として容貌威儀に闕くる事なし。所謂内志正しく外体直ちにして、其徳功を以て用をなし得る事なれば此道に至て深き事を知るべし。

学修の方法

されば是を学ぶに且暮（朝夕の意味）藁器わらぶきに向て業を習はし一身筋骨の虚実形の曲直を勘弁し或いは的前に立て神の至誠を以て其身に学んで得る所の功、中り外れ、矢の強弱を試み、或は遠矢、操矢、指矢前、其品々を分けて射の本意に至らん事を求む。

的前の事

殊ことに的前は射術の真儀也。心術を第一として、弓を押し（弓術を知らない人は弦に矢をつがえて弦を引くものと考えがちであるが弓を前へ押し出すのである。）弦を引き屈伸の氣活に随い離発の妙用に至るまでの数、不^レ可^二勝計^一。去ればまづ形を正しく備ふる土台、柱建、足踏の矩かみより始めて射形の一貫を示すなり。

足踏の事

蓋けだし 足踏といふは、まず目当物まて（的）に向ひ左の足を踏み定め、次に右の足を定む。尤左右の足目当物に無^二相違^一一片ひらきなきよう大体八文字に踏み開く。広さは其人々の身の曲尺により定むる事。凡中人おとこ（平均身長の人）は、式尺七〜八寸よろし、

近世房総の大家に於ける射芸の研究（樋口）

爪先、踵の釣合、扇子の曲尺を用ひ、足下のところは平日の心持にてよろし、尤も左右の膝節の不^レ浮カ様にしめてよろし。

（中 略）

修学の道の事

されば射形の上におゐて、悩身なやみ一躰ひと一つとして、曲尺ならずということなし、足下の心持を初めとして両の膝節に有。爪先の披ひらとすぼる（狭くなる）に有。目当したかに随ひ左右糸引の矩有。左右広狭の矩有。

（中 略）

誓約の門の事

一、夫射術に志ある輩、当家の門に遊びて凡の数十万数星を積ふ事三年を規として益々執心の輩流儀誓約の門に入ル事を許す。雖^レ然^ト全師より起り求にあらす厚志の輩、師に誓て此門にいらん事を乞、師其趣意を踏て流儀誓状の掟を酌諾して後流儀の次第階級の始、中、終を伝事也。此位よりしては師弟并二同志の輩聊不^レ扣ひかえ所存あいたすけ一相介、真実の修学專にする事也。蓋けだし 当家誓約の状といふは、則左に記ごとく、誓は人々我心神に誓、約は師に酌諾する心に宛て流儀の掟聊無^二相違^一、身終まで射の宗を嗜事を第一とす。一目心神に誓、師に約したる志の有たけ、操の不^レ貫は武門の恥は所なれば、誠に進履の徒にあらずして、猥あがりに約すべからざるか。

尤も射芸は武門専用の術なれば誰か能此道を学得て身終るまで可相嗜一事なからんや。

誓約状

一、日置流 御当家 射術之儀執心仕事を重ねるに付、此度誓約の門に入御許容被下追々御相伝可被下旨、過分至極テ忝次第御座候。然る上は御流儀御掟之趣意急度相守猶更修行之筋真実を以相励可申候。尤御書物并御口授之趣一切他見他言堅相慎信用厚相心得対師聊不可有疎略一者也。

当流掟之条々

- 一、真実を以可稽古一事
- 一、流儀之射形曲尺会之通急度相守曲無所無強可直事。
- 一、射形之始末万事厚心掛他之嘲を可憚事。
- 一、三日——三日、三月、三年と言う事を不忘聊無油断可修有
- 二修行一事。
- 一、射は武士たる身に受持たる所之重芸なれば其身相応之心掛身終まで聊無弛慢相勤可申事。

右誓約状御掟之趣於違背仕者武門弓箭之御神可蒙御罰一者也。仍而誓約状如件。

年号月日 何某書判実印名

宛所

学規

- 一、毎朝索引之事
- 一、志の張之事
- 一、弱き弓にて可稽古一事
- 一、強き弓を可引事
- 一、ふとき弓にて学事
- 一、羽高き弓可好ム事
- 一、押に弓手を用、引に勝手を可用事
- 一、稽古を晴とおもひ、晴を稽古とおもふべき事
- 一、手前を崩して的中するは比興の射と言て武門に甚恥事
- 一、中を肝要に可嗜事
- 一、矢業を専にかせくべき事
- 一、酒淫に乱るへからざる事
- 一、立に矢数六本内二本
- 一、百手一手の事
- 一、雖為数射一気分の回を考可休息事
- 一、かけの的師之許無之以前可遠慮事

一、氣を養い、退屈すべからざる事

一、相撲、盤持、腕押等力の外にくるふ事を嫌事

右箇條之類心得手嗜可^レ有用捨^一也

右此一巻者^(註)当流射形之曲尺^{かね}合自足踏初^{より}、中、終^ヲ示並修行之矩、

誓約入門掟之条目其外稽古心掛之箇条記し尊く為基、努々無^{ゆめゆめ}疎略
一數篇塾誦味^イ之志励日々改^二倦曲^一弓箭之道不^レ忘可^二相違嗜^一者
也。

右史料は会津藩の弓術師範中野義都が寛政元年（一七八九）七月迄に、万一天災地変で保科正之以来会津藩で募集した「射芸書」が散失することを心配して、全部の「射芸書」を筆写してそれを藩主に奉納した。この事業を開始した時期は不明であるが、寛政元年七月迄に至る数カ年を要したことであろう。

不幸にして此の予感は的中し、その後約一世紀もたたず、明治維新の戦乱で、原本はおろか写本まで何人かに掠奪され鶴ヶ城落城後毎夜の如く旧城下で夜店が立ち、城内から持ち出された貴重品が販売され、その中にこの一連の「射芸書」があり、城下に在住した人の手に買いとられた。この「日置流射儀初学式」もその中の一部であった。

『国書総目録』を見ると、「日置流射儀初学式」は生弓斎文庫（東

近世房総の大名家に於ける射芸の研究（樋口）

京都豊島区・本多 利生氏）の写本が掲載されているだけである。

私の手もとにある写本は、私の祖父が「弓道」の文献収集の一環として昭和二年に会津若松在勤時代に筆写したもので、私が本稿を書くに当って原本の所在を調査したが原本は行方不明であった。なおこの「芸州藩射芸書」の湯川弓書を私がとりあげたのは後述する佐倉藩の射芸が湯川氏を弓術師範としていることに係わるためである。

三、江戸時代の競射・三十三間堂通し矢

江戸時代に盛に行なわれた三十三間堂の通し矢は京都の蓮華王院（京都市東山区七条大和文路にある天台宗の寺）と江戸の深川富岡八幡宮で行なわれた。

通し矢というのは、堂前^{どうまへ}とも称し京都三十三間堂の長廊下（実際は六十六間ある）を射通す技術で速射法式の射法で「差矢」とか「指し矢」或は「繰矢」と似たものである。「本朝軍器考」などに、後白河院の頃に始まったと記されているが此処では省略する。

江戸時代の通し矢に関する文献としては『武用辨略』（四・射事）の中に次の様に記されている。

此起ハ往昔東山今熊野観音堂の別当、元来武家ノ後裔タルニ因テ、射芸ニ僻セリ、折々八坂ノ青塚ヲ射テ帰ル、サニ三十三間堂ニ休居テ初テ繰矢ヲ射タリ、是ヨリ濫觴ス、其後慶長十一年（一六〇



図5 通し矢の行なわれた三十三間堂

六）正月十九日石堂竹林が弟子浅岡平兵衛ト言者、初テ五十一筋ヲ通シテ名譽ヲ得タリ、其ヨリ後諸国ニ射ヲ以テ鳴ノ士、思々ニ落シ此ノ三十三間堂ニ来テ矢数ヲ射、弓勢ヲ生ヒ今ニ至テ天下一ト称スル者卅九人也。今ハ尾陽ノ星野勘左衛門ト云者通矢既ニ八千ノ数ヲ射タリ、凡矢数ノ射ノ様子ハ今日ノ暮ヨリ射初メテ明日ノ暮ニ終也。夜中ハ矢先ニ箒ヲ焼、扱総矢数何程ノ内通矢ノ幾筋



図6 寛文9年5月尾州藩士星野勘衛門
通矢8000本で天下一の奉額

この様にして通矢の矢数が競われたが記録としては次に見られる様なものがある。



図7 貞享4年4月紀州藩士和佐大八郎
通矢8133本で天下一の奉額

ト定也。是ヲ大矢数ト言、日ノ内計、射ルヲ小矢数ト呼也。矢先ノ其二人多再拝ヲ振テ、矢ノ飛毎ニ声ヲ立ル、是ヲ芝鹿ト言フ（下略）

し御堂に掲げられた。

また江戸で行われた通し矢の競技は、『江戸名所図会』によると寛永十九年（一六四二）十一月に江戸の弓師備後という者が浅草の清水寺の辺に京都の蓮華王院三十三間堂を模して創建し、その後元禄十一年（一六九八）九月六日に火災のため焼亡し深川に移転、更にこれが正徳三年（一七一三）十二月に火災にあい、これを再建したが享保十五年（一七三〇）台風の為に倒壊したので宝暦二年（一七五二）深川富岡八幡宮の二町程東方に建てられたとあるが、いつ頃までそれが残っていたかは判然としない。

江戸の三十三間堂通し矢の記録としては『玉露叢』に正保三年（一六四六）阿部豊後守忠秋の家臣海野仁左衛門が通矢二百五十三筋総矢数一千五十本とある。これは実戦用の征矢を使用したものである。また半堂前と称する子供の通し矢競技もあり成人の三十三間が実際は六十六間あったのに対して半堂前はその半分であるので実際三十三間あったことになるであろう。これに挑戦した者は六才から十五才程度の子どもであった。

こうした射芸を競い合うことは、江戸時代の「射芸」の発達に大きな意味をもっていた。各藩の藩主は三十三間堂通矢に挑戦できる射手を養成し藩名をあげる為にいろいろと便宜をはかったり特別に処遇したりした様である。

記録に残る通し矢の矢数

和年号	西暦	月	日	通し矢数	総矢数	氏名	所属	掲載文献
慶長11年	1609	1	19	51筋	51筋	浅岡平兵衛	松平下野守 家臣	武用辨略
寛文8年	1668	5	3	7,077筋	9,000筋	葛西園右衛門	紀州家 家臣	玉露叢
寛文9年	1669	5	2	8,000筋	10,542筋	星野勘左衛門	尾州家 家臣	玉露叢
貞享4年	1687	4	16	8,133筋	10,300余筋	和佐大八郎	紀州家 家臣	翁草

四、佐倉藩堀田氏と大多喜藩大河内氏の射芸流派について

佐倉藩というと堀田氏がずっと藩主であったように思われるが実際には次の頁に示すようにかなりの異動が行なわれ、かなりの数の大名の出入りが見られる。本稿では、その中の堀田氏に関する「射芸」についてとりあげる。

堀田氏は堀田正盛が徳川三代將軍家光の近侍となり後に幕政の重要ポストを占め、將軍家光が慶安四年（一六五一）に死去するとその後を追って殉死する。正盛の三男正俊は寛永十二年（一六三五）に春日局の養子となる。二才であったという、しかしその後春日局のバックアップもあつたためか目を見張る昇進を続け大老にまで就任する。けれども正俊自身もすぐれた人物であつたことは藩政に良くあらわれている寛文七年（一六六七）六月上州安中で二万石を領した。この時有名な「安中条目」（仮題）を家臣に示した。これは三条からなりその後の堀田家の家法となつた。堀田氏が佐倉に入つても同様であつた。

その内容は次のようなものである。

史料 『佐倉藩紀氏雜錄』千葉県史料・近世篇

先年安中拜領之時家中江申出候条目

- 一、公儀御法度之趣、縦雖為輕少之儀、堅可相守事
- 一、孝養を専に励、常に文道武芸を可懸心儀者、侍たる上の第一也。

畢竟人の心立を嗜を以肝要とすへし、并武器馬具等者面々の進退相應により自然の事有之刻、無滯様に兼而可令覺悟、無益之道具を不可求、愆而騎をなす儀一切令停止事

- 一、何篇之事に不限年寄共申渡儀不可違背、物頭諸役人万事付而其役之品常々不可油断、委細者下知状可為顯然事

右可相守此旨者也

（本の略か）
イニ 寛文七年七月五 御書判

年月日

本紙左衛門方二有之

要約

- 一、公儀から出された法度はどんなに些細なものでも厳守すること。
- 一、孝養に専心し、常に文武に励むようにするのは侍として第一に心懸けることである。つまるところ人の気だてを嗜むことを以て大切にせよ。武器や馬具等はそれぞれの挙動相應によつてなにか事のあつたときに間に合うように兼てから覚悟し、役に立たない道具を求めることなく、全ての贅沢は一切してはならない。
- 一、どんなことに限らず（年寄役）年寄共の申しわたすことにそむいてはいけない。物頭、諸役人万事について其の役の任務を常に油断なくする。くわしくは、下知状にはつきりされている。

近世佐倉藩・藩主一覧

日本年号	西暦	藩主名	備考	日本年号	西暦	藩主名	備考	
天正18年～	1590～	三浦義次		貞享3年～ 元禄12年	1686～ 1699	戸田忠昌		
文禄元年～ 慶長7年	1592～ 1602	武田信吉		元禄12年～ 元禄14年	1699～ 1701	戸田忠真		
慶長7年～ 慶長8年	1602～ 1603	松平忠輝		元禄14年～ 宝永4年	1701～ 1707	稲葉正往		
慶長12年～ 慶長13年	1607～ 1608	小笠原吉次		宝永4年～ 享保8年	1707～ 1723	稲葉正知		
慶長15年～ 寛永10年	1610～ 1633	土井利勝		享保8年～ 延享2年	1723～ 1745	松平乗邑 (大給)		
寛長10年～ 寛永11年	1633～ 1634	石川忠総		延享2年～ 延享3年	1745～ 1746	松平乗佑		
寛永12年～ 寛永15年	1635～ 1638	松平家信 (形原)		延享3年～ 宝暦11年	1746～ 1761	堀田正亮		(仮称) 後 堀田氏
寛永15年～ 寛永17年	1638～ 1640	松平康信		宝暦11年～ 文化2年	1761～ 1805	堀田正順		
寛永19年～ 慶安4年	1642～ 1651	堀田正盛		文化2年～ 文化8年	1805～ 1811	堀田正時		
慶安4年～ 万治3年	1651～ 1660	堀田正信		文化8年～ 文政7年	1811～ 1824	堀田正愛		
寛文元年～ 延宝6年	1661～ 1678	松平乗久 (大給)		文政8年～ 安政6年	1825～ 1859	堀田正睦		
延宝6年～ 貞享3年	1678～ 1686	大久保忠朝		安政6年～ 明治4年	1859～ 1871	堀田正倫		

(『佐倉市史』より)

この堀田正俊の御家三カ条（安中条目）を見ると第二項の中に堀田氏の家臣として文武両道に励むことを課している。またその一方で華美な武具や馬具を用いることを禁じ質素で、能力相応のものを用いる様に命じている。

また、これは後期堀田氏（延享三年に佐倉藩主となった堀田正亮以後を便宜上このように称している）にも継承され、堀田正順の時代には、武芸奨励策が特に熱心に行なわれた。次にそれを掲載する。

史料

堀田正順時代の武芸奨励策（市史）

○天明元年^{（一七八九）}十月廿八日

一、諸稽古^江罷出候、御家中若キ面々当時相減候様、相聞得候。前々被^二仰出^一候故、諸稽古無^二油断^一可^レ被^二出精^一候且又当時御役儀被^二御付^一置候面々之内、芸術相励申度心掛之面武芸之儀、格別之儀^二候間、御用向手透之節、罷出候様可^レ致候。

○寛政元^{（一七八九）}年十月十四日

一、武術得^二免許^一候者は是迄茂御褒美被^二下候処、武術之儀は其身嗜には候得共、格別^二心掛候処尤^二思召候^一付、以来武術得^二免許^一昔は席無^二差別^一一部屋住之者、譬次男たり共、厚^ク御褒美可^レ被^二下^一候。尤^モ輕^キ者^江は御足米、御目錄可^レ被^二下置^一候。（下略）

天明元年の堀田正順の武芸奨励策を見ると江戸時代も後半期に入

り佐倉藩士の若者クラスが武芸修練の努力をしなくなつて来ていることが判る。それに対し藩主として堀田正順は武芸修練の場合は役儀のひまな場合は修練に励んでよろしいと、特別措置を指示している。

寛政元年のものは武術の免許を得たら藩から御褒美を与えられる。武家の部屋住の者、次男に対しても同様で、身分の軽い者には足米^{たし米}を与えるというもので、堀田正順の武芸奨励への熱意が伺われる。

また彼は藩士に武芸修練を求めると同時に藩校「温故堂」を設け藩士教育のメッカにした。自分自身も次のような師について武芸修練に励んだ。

○劍術 小野派一刀流中西新六に明和元年七月九日から入門

○兵学 甲州流軍学 熊谷権左衛門に明和元年八月十二日入門

○柔術 清水清兵衛に明和七年八月六日入門

（佐倉市史より）

こうした中で佐倉藩の射芸をみると大きく二つに分けることができる。

その一は、佐倉藩の礼節所を中心とした小笠原流（主として騎射中心）と他の一つは、演武場における日置流を中心とした歩射であった。

『佐倉市史』近世の記述によると、江戸時代の武芸の修練は必ずしも実戦の役に立つということが主目的ではなく、武士教育の一手

段として活用されたという。このことは武家儀礼の面と深い関連をもっている。たとえば室内の歩き方ひとつをとっても、弓矢をもつて射手の座に着く正しい歩き方は「能」を演じたり「舞」を舞うときの歩の進め方と共通しており、射芸を修練すればこうしたことが一体化して身につくということであり、また弓をひくことを通して筋力・肺活量・体格の向上を目ざすことができる。

第一に掲げた佐倉藩礼節所で指導に当たったのは、信州小笠原氏の系統をひく水島ト也之成（水島派）の松岡辰方とよかた家のもので、弓馬礼法、軍礼、室内礼法が指導された。特に大名家間の子女の婚姻に当っては小笠原流の室内礼法は重視されていた。

第二に演武場であるがこれは天保七年（一八三六）冬十月成徳書院が設けられてから三年めの天保十年十月に此処に隣接して設けられたその弓術所で恒川十兵衛が日置流道雪派の射術を指導した。この恒川氏は堀田氏が未だ尾張愛知郡津島の在地豪族であった頃の正高という人物の五男であった。⁽⁸⁾ 福島家を浪人していたとき上州安中城主堀田正俊に二十人扶持で召出された。この恒川十郎兵衛は、海野仁左衛門の門人で、寛文五年（一六六五）江戸浅草三十三間堂にて総矢三〇七三射中、通し矢一一二四本という実績を挙げたことが『江戸三十三間堂矢数帳』に見られる。おそらくこのことが武芸奨励に熱心だった堀田正俊の目にとまったのであろう。佐倉藩演武場の弓術所の師範も恒川氏が継承している。

近世房総の大名家に於ける射芸の研究（樋口）

また『佐倉藩紀氏雜録』（千葉県史料・近世篇）の「延宝九年被⁽¹⁶⁷³⁾召出」之分「七月三日御目見の項に湯川勝野右衛門二〇人扶持と記されている。堀田正俊の時代である。

この湯川氏は蓮華王院三十三間堂通し矢で大矢数帳に度々その名が見られる紀州家の家臣で後に芸州に移ったことは前に記したとおりである。次に掲げるのは湯川彦右衛門直次が、湯川勝野右衛門直重に貞享三年（一六八六）六月に与えた日置流弓術の印可状である。佐倉市に残っていたことは大変意義があることであると思う。

このような「印可状」を通して見ても堀田氏は家中藩士が文弱の徒に墮落しないよう武芸奨励策をとり当代の弓の名手を師範として招いていることが判る。

つぎに上総国大多喜藩の武芸奨励策を「射芸」の面から見ても、大多喜藩も本多忠勝が天正一八年（一五九〇）から慶長六年（一六〇一）に支配しその後忠朝と続き後に阿部正次、青山忠後阿部正令、阿部正春、秘垣重富と続き元禄十六年（一七〇三）から松平（大河内）正久が藩主となって、以後全部で九代続く。本稿でとりあげるのは、この大多喜藩の弓術師範森家のことである。

森家は近江の出身で師は吉田六左衛門尉元定、号を雪荷といい永正十一年（一五一四）〜天正十八年（一五九〇）と当時としては、このとおりであるとすればかなり長寿で、門弟もかなり多かったこ



とが想像される。この雪荷に師事し後に、吉田六左衛門尉元尚に師事し、後に師の元尚が藤堂家に仕えたことから「津系」といわれる一派に属したことが「日置流弓術大系図」⁹⁾によって判る。

森家の射芸書は総南博物館に所蔵されているが概観したところ射芸の技術的なものが多く、それぞれの時代の「弓術」の特色や当時存在した「弓具」「鏃」などの特色を知る上で大変貴重なものである。

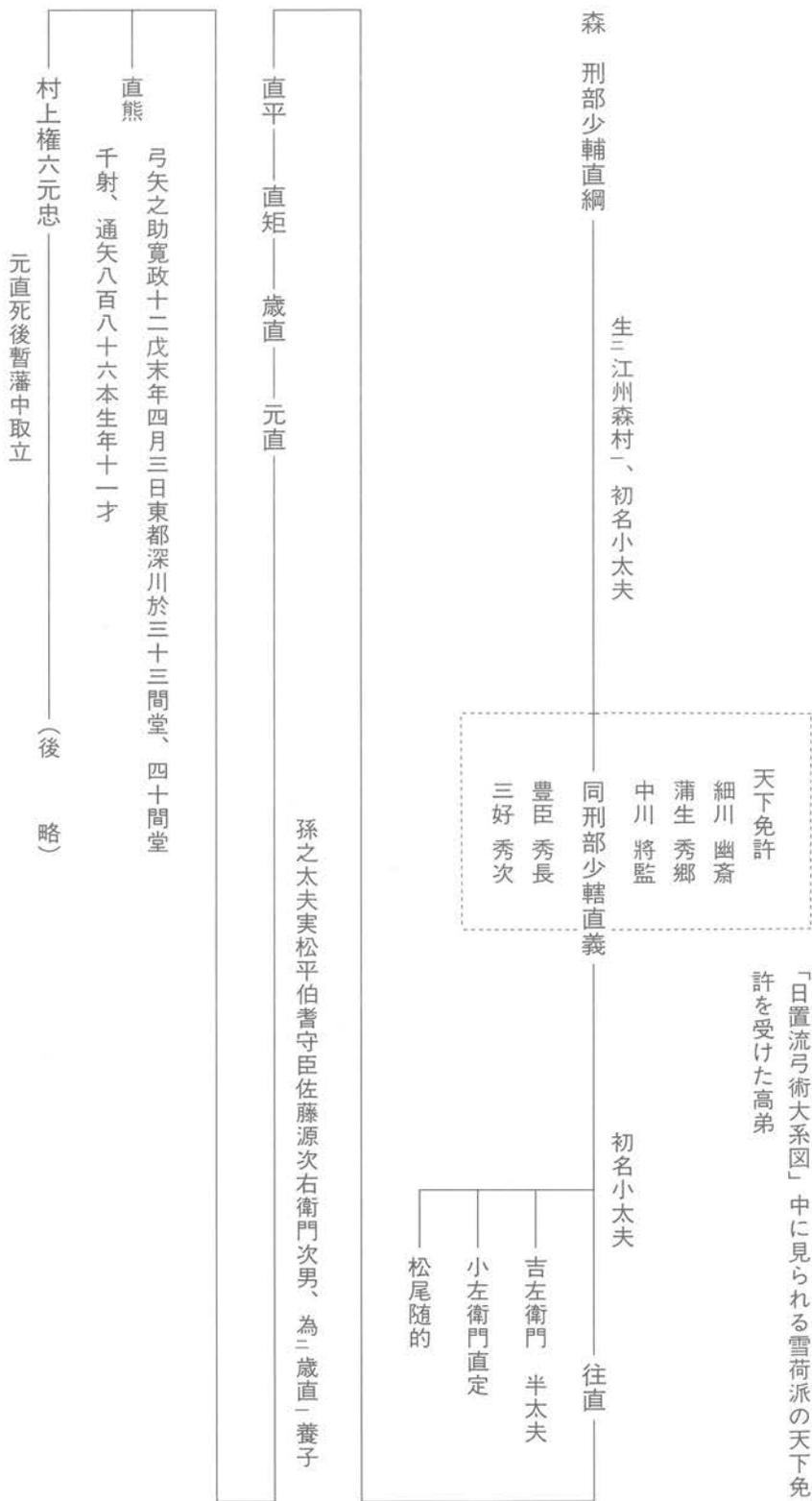
森家がいつ頃どの様な契機で大多喜藩に来て「弓術」を教えるようになったかは今後総南博物館の森家旧蔵「射芸書」が整理されていく過程で判ってくるであろう。

森家は城内三の丸近くに住み藩士の射術の指導に当たっていた。三の丸には的場があり、武家年中行事の中にとり入れられている射術儀礼などの指導も行なった。

森一族が如何に「弓術」にすぐれていたかということは、次に掲げた大多喜藩弓術師範森家系図(部分)中に示された中に付け加えた「日置流弓術大系図」中に、雪荷派の天下免許を与えられた人びとを対比して見ると良く判る。細川幽齋、蒲生秀郷、豊臣秀長など当時の錚々たる武将と一語であることに注目すべきであろう。

こうした森家を「弓術」の師範とした大多喜藩は、江戸に於ける三十三間堂通し矢に森氏を参加させ大多喜藩射芸の名声をあげるべく藩主も尽力している。次に掲載した文書は松平(大河内)備前守正温(大河内氏三代目)が宝暦二年(一七五二)最後の三十三間堂

大多喜藩弓術師範森家系図（部分）（森繁家旧蔵）



近世房総の大家家に於ける射芸の研究（樋口）

が深川富岡八幡宮の二町程東方に再建されたときに宛所は不明であるが森孫之太夫に射初の射手を命じられたいと申し送ったものである。

読解

今般三十三間堂再立二付

射初之儀先達より申達候通

私家来森孫之太夫江申付度

存候。御当地三十三間堂開基

之儀者孫之太夫元祖刑部

成瀬伊豆守□本多美作守江

兼テ被ニ相頼置一候乃付其節堂地

執置候様被 御付乃儀ニ

御座候今度茂開基同前

之儀故是非右之由緒を以

孫之太夫江射初為レ仕度存候

吉田六左衛門入道雪荷

直弟ニ而代々相承仕候

射手者孫之太夫家ニ而

御座候、前之堂焼失ニ有レ之

立直之節之射初仕□有茂

□□候得共其節者差扣

罷置候此度者再立之儀付

孫之太夫□□儀茂望力□存候

右の訳故兎角射初仕候様ニ

於私相頼申候 以上

二月 松平備前守（正徳）

要旨

今般三十三間堂が再建されるについて、射初之儀は前々から申しあげているように、私の家来森孫之太夫に申しつけていたきたい。御当地の三十三間堂を開基するに当っては孫之太夫の元祖森刑部が成瀬伊豆守―本多美作守に兼てお願いして堂地などを確保する様になつた。今後も開基と同様であるので、是非右之いきさつを考え孫之太夫之射初の射手をやらせてほしい。森家は吉田六左衛門雪荷の直弟子で代々この射術を相承している。射手は孫之太夫で、前の三十三間堂焼失（正徳三年十二月の火災のことか）して建て直したときも射初をと考えたが後々のこともあるかと考え差しひかえたが此の度は再立（別の所）のことでもあるので孫之太夫も望んでいます。右のような訳ですのどとに角射初を行うことは、私からも相頼み申し上げます。以上

二月 松平備前守（正徳カ）

